

株式会社 Shine・株式会社 L.S.I. 新型コロナウイルス対策の取組み一覧

日付	項目	内容
R2.2.15	スタッフの感染予防の徹底を通知	検温・マスク着用・手洗い・手指消毒の徹底を通知
	新型コロナウイルス対応マニュアルの作成	1. 新型コロナウイルスについて 2. 感染予防対策 3. 感染が疑われる場合の対応 4. 高齢者施設の具体的な対策 5. 面会について 6. 感染発生時の対応
R2.2.20	新型コロナウイルス対応マニュアルの改訂	サ高住内で感染者が発生した場合、デイサービスを閉鎖し、隔離室と使用することを、追加
R2.2.22	職員への通達	業務中のマスクの完全着用を義務づけ 1 訪問1消毒を義務づけ 不要不急の県外の外出を控えるよう要請
R2.2.23	スタッフへ感染防止のための徹底事項を通達	手洗い、マスク着用、手指消毒、職員・入居者の1日5回の検温実施、手すりなど手が触れる場所の消毒、ボランティアの禁止、サ高住の研修会場で使用することの禁止、職員が人が集まる場所へ行くことを控えるよう要請
R2.2.25	厚生労働省の指針を受けて、感染拡大のための留意点を通達（サ高住用）	1. 職員の感染予防策の徹底と発熱時等の対応 2. ご家族様等の面会を原則として禁止 3. 入居者の発熱時等の対応
	厚生労働省の指針を受けて、感染拡大のための留意点を通達（通所用）	1. 職員の感染予防策の徹底と発熱時等の対応 2. ボランティア招致・イベント実施の禁止 3. 利用者の送迎時の検温、発熱等への対応
	厚生労働省の指針を受けて、感染拡大のための留意点を通達（サ高住用）	1. 職員の感染予防策の徹底と発熱時等の対応 2. 訪問サービス提供時の留意点
	県外外出など感染の可能性がある職員に対するの取り扱い	県外への外出、県外から帰省した家族がいる、感染者が確認された地域へ行くなどの、少しでも感染する可能性がある職員に対し、14日間の自宅待機をしてもらう取組みを開始

R2.2.26	会議等の中止、Web 会議の開始	人が集まる会議・ミーティングを停止し、Web 会議の実施を開始
	職員へのマスク配布	職員に通勤用のマスクを1日2枚の配布を開始
	職員の体温チェック強化	検温結果のダブルチェック等、健康状態のチェックを強化
	職員の家族への配慮	小さい子供や受験生、病気の子供や親と同居している職員のなかで、マスクが不足している人に限り1週間1人7枚のマスクを配布
R2.2.28	学校の休校を受けての対応	学校が休校となったことで、勤務ができなくなった職員に対して、休業手当60%支給とすることを通知
R2.3.5	手指消毒液を職員へ配布	携帯用の手指消毒用アルコールを全職員へ配布
R2.3.6	入居者の家族へお手紙を発送①	面会ができない家族へ、日頃の様子を書いた、お手紙を発送
R2.3.9	R2.3.6 厚生労働省事務連絡を受けての留意点通達	<ol style="list-style-type: none"> 1. サ高住で感染が疑われる者が発生した場合の対応 2. 通所介護で感染が疑われる者が発生した場合の対応 3. 訪問看護・訪問介護で感染が疑われる者が発生した場合の対応
R2.3.18	外出の減った入居者への配慮	1週間に1度、食事にフルーツ盛り合わせをサービスで追加を開始
R2.3.20	入居者の家族へお手紙を発送②	面会ができない家族へ、日頃の様子を書いたお手紙に入居者の写真を同封して発送
R2.3.25	入居者の理美容	理美容が受けられない入居者に対し、臨時で訪問理美容を理美容師限定、実施場所限定で、4月に各サ高住1度だけ訪問理美容を実施することを決定
R2.3.28	職員への通達	職員の県外への外出自粛を強化
R2.4.1	社内調査	新型コロナウイルス対応の関係で、欠勤しなければならなかった職員の人数、日数の把握
R2.4.2	職員への通達	職員へ花見をすることを自粛要請
R2.4.3 ～R2.4.7	屋内花見の実施	桜を購入し、折り詰め弁当やオードブルで、入居者に対し屋内で花見を実施

R2.4.6	国の緊急事態宣言を受けて職員への通達	職員へ繁華街に行くことの自粛、理美容店の利用、飲食店の利用するときの留意点を通達
R2.4.10 R2.4.11	職員への配慮	職員へ、デリバリーの弁当やうどん等の昼食を手配
R2.4.12	入居者へのデリバリー企画	入居者の生活に変化をつけること、美味しい食事を食べてもらいたいという目的で、飲食店に高齢者用のデリバリー弁当の企画を依頼
R2.4.13	デイサービスの利用の自粛を要請	1. デイサービスの外部利用者の利用自粛を要請開始 2. サ高住の入居者の外部デイサービスの利用の自粛を要請開始
	職員の感染予防対策チェックリストの運用開始	1. 感染予防対策が実行できているかを把握 2. 検温結果を把握 3. 自宅と職場以外の場所への外出の有無の把握 4. 同居人の県外外出の有無を把握 5. 県外からの来訪者との接触の有無を把握
	サ高住の入居者の外部の人との接触を減らすことを通達	外部の訪問系サービスを利用しているサ高住の入居者の、出来るだけ不要な訪問系サービスの利用自粛の呼びかけ
	サ高住の宅配便等の受取り方法を通達	サ高住で、宅配物や業者の物品搬入について、玄関の外で人が対面で接触することなく受け取れるよう配達物置き場を設置
R2.4.17	1 触 1 消毒の徹底を職員へ通達	電話、PHS、照明ボタン、エアコンボタン、エレベータボタン、ドアノブその他、手が触れる場所に全て、「消毒イラスト」を貼り、1 回触れた後は、その都度、消毒を実施。
	換気の徹底を職員へ通達	①建物内の換気の悪い場所や人が集まりやすい場所を特定し、「換気イラスト」を貼って、部屋を使用する前に必ず換気を実施。 ②サ高住の食堂等の共用部分は、天候が良く、気温がおおむね18℃以上ある日に、午前10時から午後4時を目安に常時換気することを実施。

R2.4.20	訪問看護と居宅介護支援の直行直帰を推奨	<p>① スタッフの作業場所、休憩場所、待機場所を限定 スタッフのグループ分けを行って、グループごとの休憩場所を限定し、休憩時に人が集まることを抑制する。 自宅での休憩も可とする。</p> <p>② 直行直帰を推奨 定時出勤・定時退勤の枠を外し、スタッフの訪問予定に合わせて勤務することを承認。 直行直帰を行った者へは特別手当を支給。</p> <p>③ テレワークを推奨 介護支援専門員など長時間のデスクワークをする場合は、在宅勤務とすること推奨。</p> <p>④ IT化・ペーパーレス化を推奨 スタッフ間の申し送りや情報共有は、電話、スマホ、タブレット、パソコンを使用し、遠隔で行うことを推奨</p>
---------	---------------------	--